

現 行			改正案		
教育内容	単位数	留意点	教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	女性の生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて援助する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 助産学概論、生命倫理、性と生殖の形態・機能、母性に関する心理・社会学、乳幼児の成長発達等を含む内容とする。 母性の心理・社会学に加え、父性を含む家族の心理・社会的側面を強化した内容とする。	基礎助産学	6	女性の生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 生命倫理、乳幼児の成長発達等を強化する内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また家族の心理・社会的側面を強化した内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。
助産診断・技術学	6	助産過程の展開に必要な診断の技術を修得させ、助産の実践に必要な基本的技術を強化する内容とする。 助産師として必要な相談技術、特に心理面の対応の技術を強化する内容とする。	助産診断・技術学	6	助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために演習等の充実を図り、助産の実践に必要な基本的技術を強化する内容とする。 妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。 妊産婦の主体性を尊重した出産を支援する能力を養う内容とする。
地域母子保健	1	助産師として地域の母子保健を推進するための基礎的知識を学ぶ内容とする。	地域母子保健	1	住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供できるための能力を養うとともに、他職種と連携・協働しながら地域の母子保健を推進するための能力を養う内容とする。
助産管理	1	助産業務の管理及び助産所の運営の基本を学ぶ内容とする。	助産管理	1	助産業務の管理及び助産所の運営の基本を学ぶ内容とする。 周産期における医療安全の確保と医療事故への対応について学ぶ内容とする。
臨地実習		助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。	臨地実習	9	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。
助産学実習	8	分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取扱うことを目安とする。	助産学実習	9	分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取扱うことを目安とする。取り扱う分べんは、原則として正期産・経陰分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第3期終了より2時間までとする。 実習期間中に妊娠中期から産後1ヶ月まで継続して受け持つ実習を1例以上行う。 妊娠期や産じょく期・新生児期のアセスメントや支援を行う能力を強化する実習を含む内容とする。
総計	22	720時間以上の講義・実習等を行うものとする。	総計	23	765時間以上の講義・実習等を行うものとする。

現行	改正案
<p>1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。</p> <p>2) 人々の健康を自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用、心身相関等の観点から理解する能力を養う。</p> <p>3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。</p> <p>4) 人々の健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。</p> <p>5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、ターミナルケア等、健康の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。</p> <p>6) 人々が社会的資源を活用できるよう、保健・医療・福祉制度を統合的に理解し、それらを調整する能力を養う。</p>	<p>1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。</p> <p>2) 人々の健康と生活を、自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用等の観点から理解する能力を養う。</p> <p>3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できるとともに、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。</p> <p>4) 人々の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。</p> <p>5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、終末期など、健康や障害の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。</p> <p>6) 保健・医療・福祉制度と他職種役割を理解し、チーム医療を実践するとともに、人々が社会的資源を活用できるよう、それらを調整するための基礎的能力を養う。</p>

看護師養成所の運営に関する指導要領 別表3
 看護師教育内容、留意点 改正案

現 行			改正案		
教育内容	単位数 (時間数)	留意点	教育内容	単位数	留意点
科学的思考の 基盤	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。	科学的思考の 基盤	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。
人間と人間生活の 理解		人間を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。			人間と生活、 社会の理解
小 計	13 (360)		小 計	13	
人体の構造と 機能	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。	人体の構造と 機能	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 <u>演習を強化した内容とする。</u>
疾病の成り立ちと回復の 促進					
社会保障制度 と生活者の健康	6		健康支援と社会 保障制度	6	
小 計	21 (510)		小 計	21	
基礎看護学	10	各看護学及び在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 チーム医療・看護ケアにおける看護師としての調整とリーダーシップ及びマネージメントができる能力を養えるような内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。	基礎看護学	10	専門分野Ⅰでは、各看護学及び在宅看護論の基礎となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、 <u>演習を強化した内容とする。</u> コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。
在宅看護論	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。	臨地実習	3	
			基礎看護学	3	
小 計			小 計	13	
成人看護学	6	各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。特に、成人看護学は、他の看護学と重複する内容を整理し、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、疾病・障害に関する看護の基本について学ぶ内容とする。	成人看護学	6	臨床実践能力の向上を図るため、 <u>演習を強化した内容とする。</u> 各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、予防、健康の回復、保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。 成人看護学では、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、 <u>終末期看護に関する内容も含むものとする。</u>
老年看護学	4		老年看護学	4	老年看護学では特に、 <u>生活機能の観点からアセスメントし看護を展開する方法を学ぶ内容とする。</u>
小児看護学	4		小児看護学	4	
母性看護学	4		母性看護学	4	
精神看護学	4	精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。	精神看護学	4	精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。
小 計	36 (990)		小 計	36	

現 行			改 正 案				
教育内容	単位数 (時間数)	留意点	教育内容	単位数	留意点		
専門分野	臨地実習	23	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 在宅看護論の実習の対象は、成人、高齢者、小児、妊産じょく婦、精神障害者のいずれでもよい。	専門分野Ⅱ	臨地実習	16	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 チームの一員としての役割を学ぶ内容とする。 保健医療福祉との連携、協働を通して、看護を実践できる能力を養う内容とする。
	基礎看護学	3			成人看護学	6	
	在宅看護論	2			老年看護学	4	
	成人看護学	8			小児看護学	2	
	老年看護学	4			母性看護学	2	
	小児看護学	2			精神看護学	2	
	母性看護学	2			小 計	38	
	精神看護学	2					
小 計	23 (1,035)						
総 計	93	2,895時間以上の講義・実習等を行うものとする。	在宅看護論	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。 在宅で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 在宅での終末期看護に関する内容も含むものとする。		
			看護の統合と実践	4	チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。		
			統合分野	臨地実習	4		
				在宅看護論	2	訪問看護に加え、多様な場で実習を行うことが望ましい。	
				看護の統合と実践	2	専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。 複数の患者を受け持つ実習を行う。 一勤務帯を通じた実習を行う。 夜間の実習を行うことが望ましい。	
				小 計	12		
			総 計	97	3,000時間以上の講義・実習等を行うものとする。		

看護師養成所の運営に関する指導要領 別表3の2
 看護師教育の基本的考え方 改正案

現 行	改正案
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う	1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う
2) 人々の健康を自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用、心身相関等の観点から理解する能力を養う。	2) 人々の健康と生活を、自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用等の観点から理解する能力を養う。
3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。	3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できるとともに、 <u>最新知識・技術を自ら学び続ける</u> 基礎的能力を養う。
4) 人々の健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。	4) 人々の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、ターミナルケア等、健康の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。	5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、 <u>終末期</u> など、健康や障害の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。
6) 人々が社会的資源を活用できるよう、保健・医療・福祉制度を統合的に理解し、それらを調整する能力を養う。	6) 保健・医療・福祉制度と他職種 <u>の役割</u> を理解し、 <u>チーム医療</u> を実践するとともに、人々が社会的資源を活用できるよう、それらを調整するための基礎的能力を養う。

看護師養成所の運営に関する指導要領 別表3の2
 看護師教育内容、留意点等（2年課程、2年課程(定時制)、2年課程(通信制)）改正案

現行					改正案						
教育内容	2年課程(定時制)		2年課程(通信制)		留意点	教育内容	2年課程(定時制)		2年課程(通信制)		留意点
	単位数	科目数	備考	備考			単位数	科目数	備考	備考	
科学的思考の基礎	7	7	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課することを標準として、達成度を確認すること。		<p>「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。</p> <p>人間を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。</p> <p>国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。</p> <p>職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。</p>	科学的思考の基礎	7	7	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課することを標準として、達成度を確認すること。	<p>「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。</p> <p>人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。</p> <p>国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むものとする。</p> <p>職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。</p>	
人間と人間生活の理解						人間の基礎					人間の基礎
小計	7	7				小計	7	7			
人体の構造と機能	10	10	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課することを標準として、達成度を確認すること。		<p>准看護師で学んだ内容を踏まえ、人体を系統だてて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。</p>	人体の構造と機能	10	10	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課することを標準として、達成度を確認すること。	<p>准看護師で学んだ内容を踏まえ、人体を系統だてて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。</p> <p>演習を強化した内容とする。</p>	
疾病の成り立ちと回復の促進						疾病の成り立ちと回復の促進					
社会保障制度と生活者の健康	4	4			<p>人々の社会資源活用に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係機関等の調整を行える内容とし、公衆衛生学、社会福祉学及び関係法規等を含むものとする。</p> <p>従来、医学概論として行われてきた内容は、「社会保障制度と生活者の健康」及び「基礎看護学」の中で行うこととする。</p>	健康支援と社会保障制度	4	4		<p>人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健医療福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種との役割の理解等を含むものとする。</p>	
小計	14	14				小計	14	14			
基礎看護学	7	7	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課することを標準として、達成度を確認すること。		<p>各看護学及び在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。</p> <p>チーム医療・看護ケアにおける看護師としての調整とリーダーシップ及びマネージメントができる能力を養えるような内容とする。</p> <p>国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。一統含分野へ</p> <p>准看護師で学んだ内容を踏まえ、問題解決能力を強化する。</p>	基礎看護学	6	6	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課することを標準として、達成度を確認すること。	<p>専門分野1では、各看護学及び在宅看護論の基礎となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護概論を含む内容とし、演習を強化した内容とする。</p> <p>コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。</p> <p>事例に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。</p> <p>看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。</p> <p>准看護師で学んだ内容を踏まえ、問題解決能力を強化する。</p>	
小計	7	7				小計	6	6			
臨床実習						臨床実習			病院実習及び面接演習		
基礎看護学	2	1	3事例程度			基礎看護学	2	1	3事例程度	1	
小計	8	7	3事例程度			小計	8	7	3事例程度	1	

現行					留意点
内容	2年課程 (通信制)		2年課程 (通信制)		
	通信学習				
	単位数	単位数	備考		
看護論	3	3			在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。 在宅看護の対象は高齢者が多い現状を踏まえ、在宅看護論と老年看護学を相補うように内容を組み立て、効果的な学習ができるよう考慮する。 各看護学においては、准看護師で学んだ疾病・障害を有する人々に対する看護の方法だけでなく、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進についての看護の方法を学習し、成人看護学は、他の看護学と重複する内容を整理し、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、疾病・障害に関する看護の基本についても学ぶ内容とする。
人看護学	3	3			
老年看護学	3	3			
児童看護学	3	3			
性看護学	3	3			
精神看護学	3	3			精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。
小計	25	25			
実習	紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業		知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。
	単位数	備考	単位数	備考	
基礎看護学	3	2 3事例程度	1	各専門7分野ごとに病院見学実習2日及び面接実習3日	在宅看護論の実習の対象は、成人、高齢者、小児、妊産婦、精神障害者のいずれでもよい。
在宅看護論	2	1 3事例程度	1		
成人看護学	3	2 3事例程度	1		2年課程 (通信制) については、紙上事例演習、病院見学実習、面接授業で代える。
老年看護学	2	1 3事例程度	1		
小児看護学	2	1 3事例程度	1		
母性看護学	2	1 3事例程度	1		
精神看護学	2	1 3事例程度	1		
小計	16	9	21事例程度	7	2,100時間以上の講義・演習等を行うものとする。
総計	62		62		

改正案						留意点
教育内容	2年課程 (定時)		2年課程 (通信制)		備考	
	通信学習					
	単位数	単位数	備考			
成人看護学	3	3			1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	各看護学においては、准看護師で学んだ疾病・障害を有する人々に対する看護の方法だけでなく、看護の対象及び目的の理解、予防、健康の回復、保持増進についての看護の方法を学ぶ内容とする。 成人看護学では、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、終末期看護に関する内容も含むものとする。老年看護学では特に、生活機能の観点からアセスメントし看護を展開する方法を学ぶ内容とする。
老年看護学	3	3				
小児看護学	3	3				
母性看護学	3	3				
精神看護学	3	3				
臨地実習	紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業			
	単位数	備考	単位数			
成人看護学	2	1 3事例程度	1		知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 チームの一員としての役割を学ぶ内容とする。	
老年看護学	2	1 3事例程度	1			
小児看護学	2	1 3事例程度	1		保健医療福祉との連携、協働を通して、看護を実践できる能力を養う内容とする。 多様な看護実践の場 (病院、施設等) で実習する。	
母性看護学	2	1 3事例程度	1			
精神看護学	2	1 3事例程度	1		2年課程 (通信制) については、紙上事例演習、病院見学実習、面接授業で代える。	
小計	25	20	15事例程度	5		
在宅看護論	3	3			1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。 在宅で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身に付け、他職種と協働する中で看護の在宅看護の対象は高齢者が多い現状を踏まえ、在宅看護論と老年看護学を相補うように内容を組み立て、効果的な学習ができるよう考慮する。 在宅での終末期看護に関する内容も含むものとする。 チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
看護の統合と実践	4	4				
臨地実習	紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業			
	単位数	備考	単位数			
在宅看護論	2	1 3事例程度	1		訪問看護に加え、多様な場で実習を行うことが望ましい。	
看護の統合と実践	2	1 3事例程度	1			
小計	11	9	6事例程度	2	通信制を除く2年課程では、専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習、複数の患者を受け持つ実習、二動接帯を通じた実習を行う。また、夜間の実習を行うことが望ましい。	
小計	65		65		2,180時間以上の講義・演習等を行うものとする。	

看護師等養成所の運営に関する指導要領 別表5
保健師・看護師統合カリキュラム教育内容、留意点 改正案

現 行			改正案			
教育内容	単位数	留意点	教育内容	単位数	留意点	
基礎分野	科学的思考の基盤	13	科学的思考の基盤	13		
	人間と人間生活の理解		人間と生活、社会の理解			
	小 計	13		13		
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	人体の構造と機能	15	保健福祉行政論を含む内容とし、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。	
	疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康		7			保健福祉行政論を含むものとし、看護のコーディネーションの能力を強化するため、保健福祉の法的基盤及び行財政を理解するとともに保健福祉計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。
	健康現象の疫学と統計	4	健康現象の疫学と統計	4		保健統計学を含む内容とする。
	小 計	26	小 計	27		
専門分野	基礎看護学	10	基礎看護学	10		
	地域看護学	14	臨地実習	3		
	成人看護学	6	基礎看護学	3		
	老年看護学	4	小 計	13		
	小児看護学	4	成人看護学	6		
	母性看護学	4	老年看護学	4		
	精神看護学	4	小児看護学	4		
	小 計	46	母性看護学	4		
専門分野	臨地実習	3,480時間以上の講義・実習等を行うものとする。	精神看護学	4		
	基礎看護学		3	臨地実習	16	
	地域看護学		5	成人看護学	6	
	成人看護学		8	老年看護学	4	
	老年看護学		4	小児看護学	2	
	小児看護学		2	母性看護学	2	
	母性看護学		2	精神看護学	2	
	精神看護学		2	小 計	38	
小 計	26	統合分野	在宅看護論	4		
総 計	111		地域看護学	10		
			地域看護概論	2		
			個人・家族・集団の生活支援	8		
			地域看護活動展開論			
			地域看護管理論			
			看護の統合と実践	4		
			臨地実習	8		
			在宅看護論	2		
			地域看護学	4		
		個人・家族・集団の生活支援実習	2			
		地域看護活動展開論実習	2			
		地域看護管理論実習				
		看護の統合と実践	2			
		小 計	26			
		-33- 総 計	117	3,645時間以上の講義・実習等を行うものとする。		

養護師等養成所の運営に関する指導要領 別表6
助産師・看護師統合カリキュラム教育内容、留意点 改正案

現行			改正案					
教育内容	単位数	留意点	教育内容	単位数	留意点			
科学的思考の基盤	13		基礎分野 科学的思考の基盤	13				
人間と人間生活の理解								
小計								
人体の構造と機能	15	基礎助産学の一部を含む内容とする。	専門基礎分野 人体の構造と機能	15	基礎助産学の一部を含む内容とする。			
疾病の成り立ちと回復の促進								
社会保障制度と生活者の健康								
小計	21		小計	21				
基礎看護学	10	基礎助産学の一部を含む内容とする。	専門分野Ⅰ 基礎看護学	10	基礎助産学の一部を含む内容とする。			
地域看護学	5			臨地実習		3		
成人看護学	6			基礎看護学		3		
小計	49			小計		13		
成人看護学	6		基礎助産学の一部を含む内容とする。	専門分野Ⅱ 成人看護学		6	基礎助産学の一部を含む内容とする。	
老年看護学	4					老年看護学		4
小児看護学	4					小児看護学		4
母性看護学	4					母性看護学		4
精神看護学	4					精神看護学		4
基礎助産学	5					基礎助産学		5
助産診断・技術学	6	助産診断・技術学			6			
助産管理	1	地域母子保健			1			
小計	49	助産管理			1			
臨地実習					統合分野 臨地実習	25		
基礎看護学			3	成人看護学		8		
地域看護学			3	老年看護学		4		
成人看護学			8	小児看護学		2		
老年看護学			4	母性看護学		2		
小児看護学			2	精神看護学		2		
母性看護学			2	助産学		9		
精神看護学			2	小計		60		
助産学			7	在宅看護論		4		
小計			31	看護の統合と実践		4		
総計	114	3,495時間以上の講義・実習等を行うものとする。	統合分野 在宅看護論	2				
				看護の統合と実践		3		
				小計		12		
				総計		119		
					3,790時間以上の講義・実習等を行うものとする。			

看護師等養成所の運営に関する手引き改正案

§ 第4教員に関する事項及び第5教育に関する事項へ以下のことを追加する。

新	旧
<p>第4 教員に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p> <p>(1) 指導要領第4-1-(3)及び(4)の教育に関する科目とは、教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目から、合計4単位以上をいうこと。</p> <p>(2) 専任教員の採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から5年以上 離れている者は好ましくないこと。</p> <p>(3) 指導要領第4-1-(9)前段の趣旨は、講義(2年課程(通信制))において行う 印刷教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業及び主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業を除く。以下同じ。)1時間を担当するには準備等に2時間程度を要することから、1人の専任教員が担当できる1週間当たりの講義時間数の標準を15時間としたものであること。また、実習を担当する場合にあっては、実習3時間に対し1時間程度の準備等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。</p> <p>(4) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。</p> <p>2 実習指導教員</p> <p><u>臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。</u></p> <p>3 その他の教員</p> <p>(1) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましいこと。</p> <p>(2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。</p>	<p>第4 教員に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p> <p>(1) 指導要領第4-1-(3)及び(4)の教育に関する科目とは、教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上をいうこと。</p> <p>(2) 専任教員の採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から5年以上 離れている者は好ましくないこと。</p> <p>(3) 指導要領第4-1-(9)前段の趣旨は、講義(2年課程(通信制))において行う 印刷教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業及び主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業を除く。以下同じ。)1時間を担当するには準備等に2時間程度を要することから、1人の専任教員が担当できる1週間当たりの講義時間数の標準を15時間としたものであること。また、実習を担当する場合にあっては、実習3時間に対し1時間程度の準備等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。</p> <p>(4) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。</p> <p>2 その他の教員</p> <p>(1) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましいこと。</p> <p>(2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。</p>

新	旧
<p>第5 教育に関する事項</p> <p>1 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成すること。</p> <p>2 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は30時間程度、定時制の場合は15 時間から20時間程度とすること。</p> <p>3 1日当たりの授業時間数は、6時間程度を上限とすること。</p> <p>ただし、実習時間については、実習病院等の運営の都合上やむを得ない場合にあっては、6時間を超えることがあっても差し支えないこと。</p> <p>4 保健師養成所又は助産師養成所においては、看護師養成所で履修した教育内容との重複を避け、保健師又は助産師の実践活動の基礎となる知識についての内容を精選すること。</p> <p><u>5 助産学実習において、分べん第1期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合は、1回の分べんとして算入して差し支えないこと。</u></p> <p>6 准看護師養成所の講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、1時間を60分とすること。</p> <p>7 准看護師養成所においては、学科試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各科目の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該科目の時間数の1割以内として当該科目の時間数内に算入できるものとする。</p>	<p>第5 教育に関する事項</p> <p>1 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成すること。</p> <p>2 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は30時間程度、定時制の場合は15 時間から20時間程度とすること。</p> <p>3 1日当たりの授業時間数は、6時間程度を上限とすること。</p> <p>ただし、実習時間については、実習病院等の運営の都合上やむを得ない場合にあっては、6時間を超えることがあっても差し支えないこと。</p> <p>4 保健師養成所又は助産師養成所においては、看護師養成所で履修した教育内容との重複を避け、保健師又は助産師の実践活動の基礎となる知識についての内容を精選すること。</p> <p>5 准看護師養成所の講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、1時間を60分とすること。</p> <p>6 准看護師養成所においては、学科試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各科目の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該科目の時間数の1割以内として当該科目の時間数内に算入できるものとする。</p>

保健師、助産師、看護師教育の技術項目と卒業時の到達度の

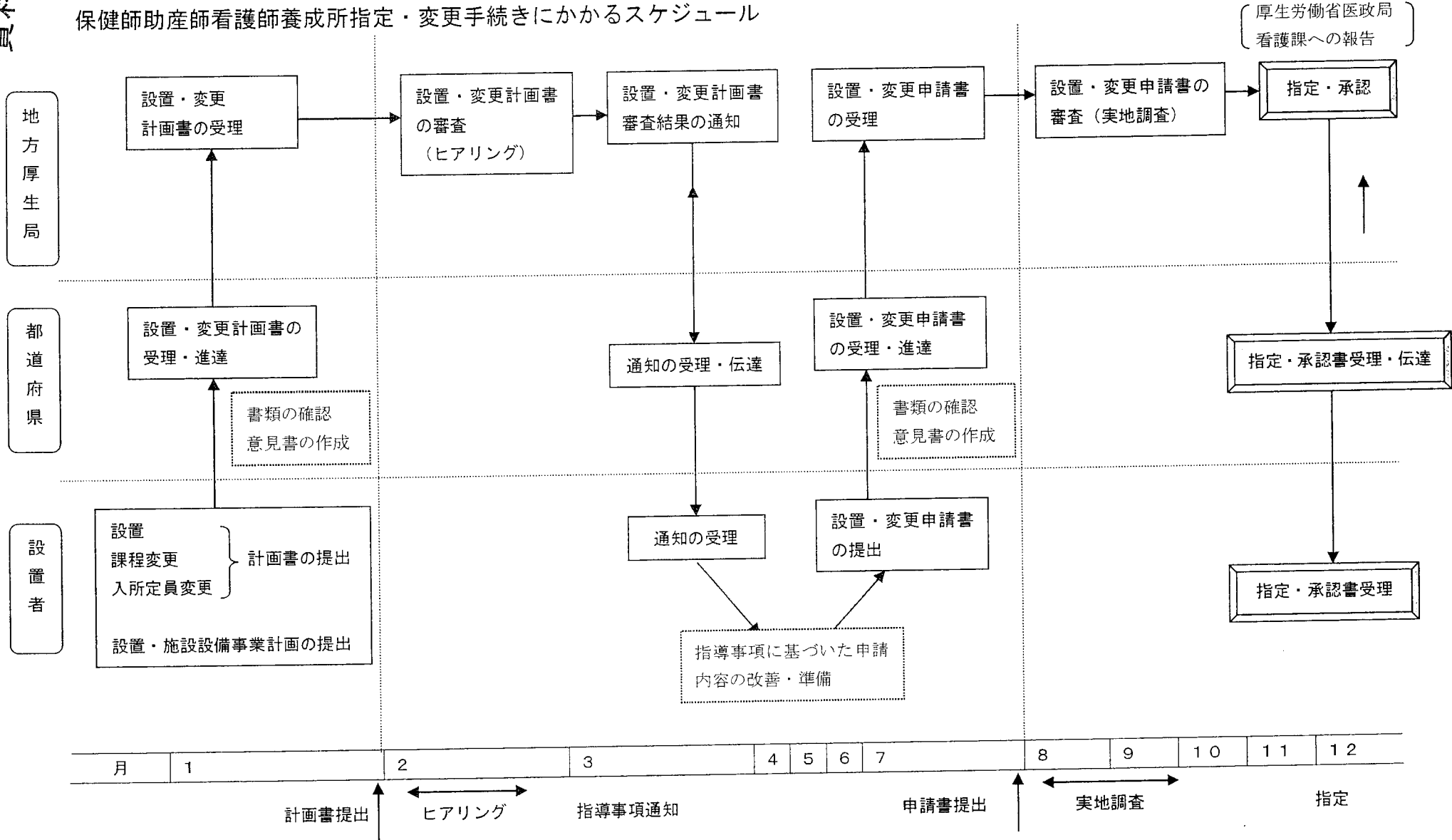
取り扱いについて

- 「保健師教育の技術項目と卒業時の到達度」、「助産師教育の技術項目と卒業時の到達」及び「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」については、看護基礎教育の充実に関する検討会において作成され、その案が報告書に掲載されたところ。

- これらはいずれも、看護基礎教育修了時に学生が習得しておく必要がある技術の種類と到達度を示したものであるが、「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」及び「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」については、これを各助産師養成所及び各看護師養成所における教育目標のガイドラインとする旨、平成19年10月に通知を发出する予定（看護課長通知）。

- なお、「保健師教育の技術項目と卒業時の到達度」については、さらに検討を進めた上で別途通知することとしている。

保健師助産師看護師養成所指定・変更手続きにかかるスケジュール

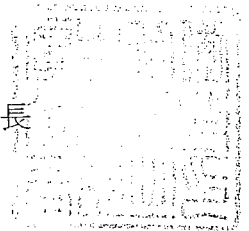


医政発第 0731008 号

平成 19 年 7 月 3 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



平成 19 年度保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）の実施について

標記講習会については、別添要綱により実施することとしたので、関係機関への周知についてよろしくお願い致します。

なお、本件にかかる詳細については、当該地方厚生局長から追って通知される予定です。

医政発第 0731007 号

平成 19 年 7 月 31 日

各地方厚生局長 殿

医政局長（公印省略）

平成 19 年度保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）の実施について

標記講習会については、下記事項に留意し、別添要綱により実施方願いたい。

記

- 1 実施計画を当局看護課へ提出すること。
- 2 受講対象地区都府県知事に対し、次の事項を通知するとともに、関係都府県と十分な連携のもとに実施すること。
 - 1) 講習会の実施時期
 - 2) 開催場所
 - 3) 受講者の推薦提出期限
 - 4) その他必要な事項
- 3 本講習会は、看護師等養成所の運営に関する指導要領第七ー1ー(1)及び(3)の実習指導者として必要な研修として実施するものであること。
- 4 実施状況については、講習会終了後速やかに当局看護課へ報告すること。
なお、国立機関所属の受講者については、人事院規則 10-3 に基づく事務処理上の必要があるので、当該受講者の所属長あてに終了通知及び出欠状況を通知されたい。

平成19年度保健師助産師看護師実習指導者講習会(特定分野)実施要綱

1. 目的

病院以外の実習施設で次に掲げる分野(以下「特定分野」という)について実習指導の任にある者(以下「実習指導者」という)又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、特定分野の実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的とする。

<特定分野>

- ・ 保健師養成所における地域看護学
- ・ 助産師養成所における助産学
- ・ 看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論
- ・ 准看護師養成所における老年看護及び母子看護

なお、本講習会の修了者は、特定分野のいずれにおいても実習指導者となることができる。

2. 主催者

厚生労働省（各地方厚生局が実施）

3. 講習期間

講習の期間は計 39 時間以上とし、開講日は受講者が参加しやすいよう柔軟に設定することとする。

4. 実施場所

各地方厚生局の決定による

5. 開催地区及び受講地区

講習は6地区において実施することとし、受講は原則として次の区分によるものとする。

* 北海道厚生局は、平成 19 年度は実習指導者講習会(240 時間)を開催するため、本講習会は開催しない。

開催地区	都 府 県
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
東海北陸	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県
近 畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

6. 受講資格

現在所属する施設の実習指導者又は将来実習指導者となる予定にある者であって、次の各号のいずれかに該当する者。

- 1) 保健師養成所における地域看護学実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師
- 2) 助産師養成所における助産学実習を行う以下に掲げる実習施設の助産師
- 3) 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は在宅看護論実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師、助産師又は看護師
- 4) 准看護師養成所における老年看護実習又は母子看護実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師、助産師又は看護師

※ 保健師養成所の実習施設

- ①市町村 ②保健所 ③地域包括支援センター ④精神保健福祉センター
⑤事業所 ⑥学校 ⑦社会福祉施設 ⑧上記①～⑦に類する施設

※ 助産師養成所の実習施設

- ① 診療所 ②助産所 ③保健所 ④市町村保健センター ⑤母子保健センター
⑥上記①～⑤に類する施設

※ 看護師養成所の実習施設

- ①診療所 ②訪問看護ステーション ③介護老人保健施設 ④介護老人福祉施設
⑤保健所 ⑥地域包括支援センター⑦在宅介護支援センター ⑧社会福祉施設
⑨療養通所介護事業所 ⑩上記①～⑨に類する施設

※ 准看護師養成所の実習施設

- ①診療所 ②介護老人保健施設 ③介護老人福祉施設 ④社会福祉施設
⑤上記①～④に類する施設

7. 受講者数

講習会ごとに80名程度

8. 講習科目

講習科目、目標及び内容は、別紙1を参考とするものとする。

9. 受講資格の推薦及び決定等

- 1) 都府県知事は、受講者として適当と認める者を選考し履歴書を添付のうえ開催地区の地方厚生局長に推薦する。
- 2) 地方厚生局長は、1)により推薦のあった者について受講者を決定し、当該都府県知事に通知する。
- 3) 都府県知事は、当該受講者に対し必要な事項を通知するものとする。

10. 経費

講習会開催に要する経費は主催者の負担とする。(受講者の旅費、食費、宿泊等は除く。)

11. 修了証の交付

本講習会修了者には修了証を交付する。修了証は別紙2を参考とするものとする。

講習科目と目標

科 目		目 標 及 び 内 容	時間数
教育及び看護に関する科目	教育原理	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ	3
	教育心理	人間の発達と学習過程における青年期の心理的な特徴について人間の成長・発達段階に合わせて理解する ○青年心理 現代の青年の特徴 ○学習過程における心理 現代の青年の学習過程における心理、諸問題	
	教育方法・評価方法	教育の基本的な方法や技術、評価方法について理解する ○教育方法、評価の目的、評価方法等	3
	看護教育課程	看護基礎教育の課程とその概要について理解する ○看護教育課程、教育計画、実習指導計画等	3
実習指導に関する科目	実習指導の原理	実習指導の基本と実習指導者のあり方等について理解する ○実習の意義、目的 ○実習指導者の役割	3
	実習指導の実際Ⅰ (講義)	実習指導方法を理解する ○指導計画の立案と指導方法	3
	実習指導の実際Ⅱ (演習)	実習指導の展開について理解を深め、演習等を通してその実際を学ぶ ○実習指導案の作成 ○実習指導計画の展開と評価	24
合計			39

番 号

修 了 証

氏 名

生年月日

平成 年度 厚生労働省の保健師助産師看護師実習指導者講習会(特定分野)
において、所定の課程を修了したことを証する。

平成 年 月 日

主催者名

印

サイズ：210 mm×300 mm